

第1章 別府市の景観の形成に関する基本的な方針の趣旨と位置づけ

1. 策定の意義

(1) 策定の目的と意義

策定の目的

別府市の景観の形成に関する基本的な方針(以下、別府市景観形成マスタープラン)は、新たな景観法の制定を基に平成5年に策定された別府市都市景観形成基本計画の見直しを行うとともに、市民の意向調査や現状調査を行い、湯けむり景観の「守り・育て・直し・創る」を目指します。また、別府八湯を中心とした景観の形成に関する基本的方針を定め、優れた景観を本市の資産として活かすことにより、別府観光の「ONSENツーリズム」振興や交流人口の増加をもたらす本市の新たな活力を創出することを目的とします。

策定の意義

経済社会の成熟化とともに、市民及び本市へ訪れる人々の価値観は量的充実から質的向上へと変化しており、別府の歴史・文化・風土、特に温泉に根ざした良好な景観に対する意識も高まってきています。

このような中、これまでの自主条例に基づく取り組み・手法では一定の限界もあり、景観形成を進める上での課題も存在しており、平成16年6月18日に公布された景観法に基づく本マスタープランを策定することにより、多様な本市の景観特性に応じた景観形成の枠組みが可能となります。以下に景観法に基づく計画策定の意義を示します。

景観法に基づく計画策定の意義

対象とする区域が多様	優れた景観のみならず新たな景観形成すべきところも対象として可能。
都市景観に限定されない	市街地のみならず都市計画区域外の田園・里山等自然的景観も対象として可能。
景観計画区域や景観地区の規模要件はない	景観計画区域が行政区域全体でもよく、指定箇所は複数でも可能。
現行の自主条例を活かせる	現行自主条例の内容を活かした景観計画の策定が可能。
適用除外行為が制定できる	特性に応じて届出勧告や許可対象に適用除外が設定可能。
建築物等のデザインも規制の対象	建築物等の形態・色彩・意匠についても規制対象として可能。
他の法制度と連携が可能	緑に関する法制度や屋外広告物に関する法制度との連携による景観形成が可能。

注：文章中 印を付した語句は、巻末資料「1.用語の解説」を参照

(2) 「ONSENツーリズム」の振興との連携

温泉、海岸、山岳など豊かな観光資源を抱える本市は、これらの観光資源や観光資産を再認識し、より魅力をもった観光地の形成へと変化することが求められています。「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを目指し、有機的にネットワーク化された広域及び市内の観光ルートと温泉を基盤に、新たな観念として観光総合産業の振興を推進する「ONSENツーリズム」との連携を図るなど、海浜、森林、田園等の様々な観光要素を整備し、多様で個性的な新しい観光の創出への積極的な取組みが重要であり、「ONSENツーリズム」振興の5つの基本戦略の一つである「歴史風土と自然環境を生かした個性ある都市景観づくり」は今回の景観法の趣旨と目的を同じくします。

以下に「ONSENツーリズム」の基本戦略となる5つの柱を示します。

「ONSENツーリズム」の基本戦略

「別府八湯」を中心としたまちづくり

温泉資源の多角的な活用による滞在魅力づくり

歴史風土と自然環境を生かした個性ある都市景観づくり

文化芸術とスポーツ交流による国際都市としての魅力づくり

総合的、効果的な情報発信による別府ブランドの確立

(3) 景観法の概要

基本理念と責務

景観を正面から捉えた基本的な法制である景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、平成16年6月18日に公布されました。

景観法では、景観を整備・保全するための基本理念として、良好な景観は現在及び将来における国民共有の資産であること、地域の個性を伸ばすため多様な形成を図ることなど、地域の自然・歴史・文化・風土等により良好な景観は多様であることなどを示しているほか、住民や事業者、行政の責務を明確にしています。

以下に、景観法の基本理念とそれぞれの主体の責務、スキームを示します。

景観法の基本理念（抜粋要約）

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であり、国民共通の資産として、その整備及び保全が図られなければならない。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであり、地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであり、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により一体的な取組がなされなければならない。

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものとして行われなければならない。

景観法の主体の責務

国は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

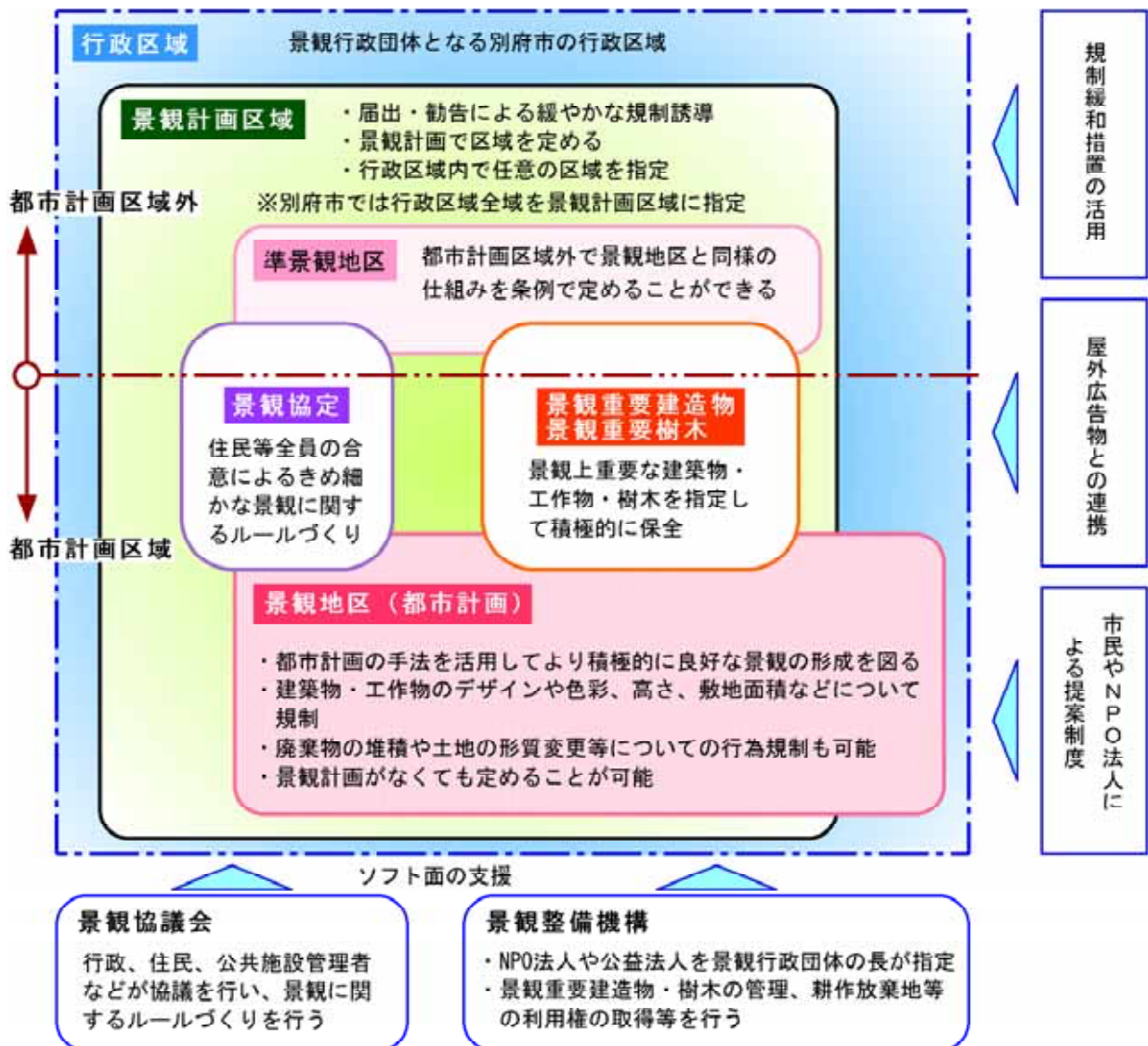
国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

景観法のスキーム

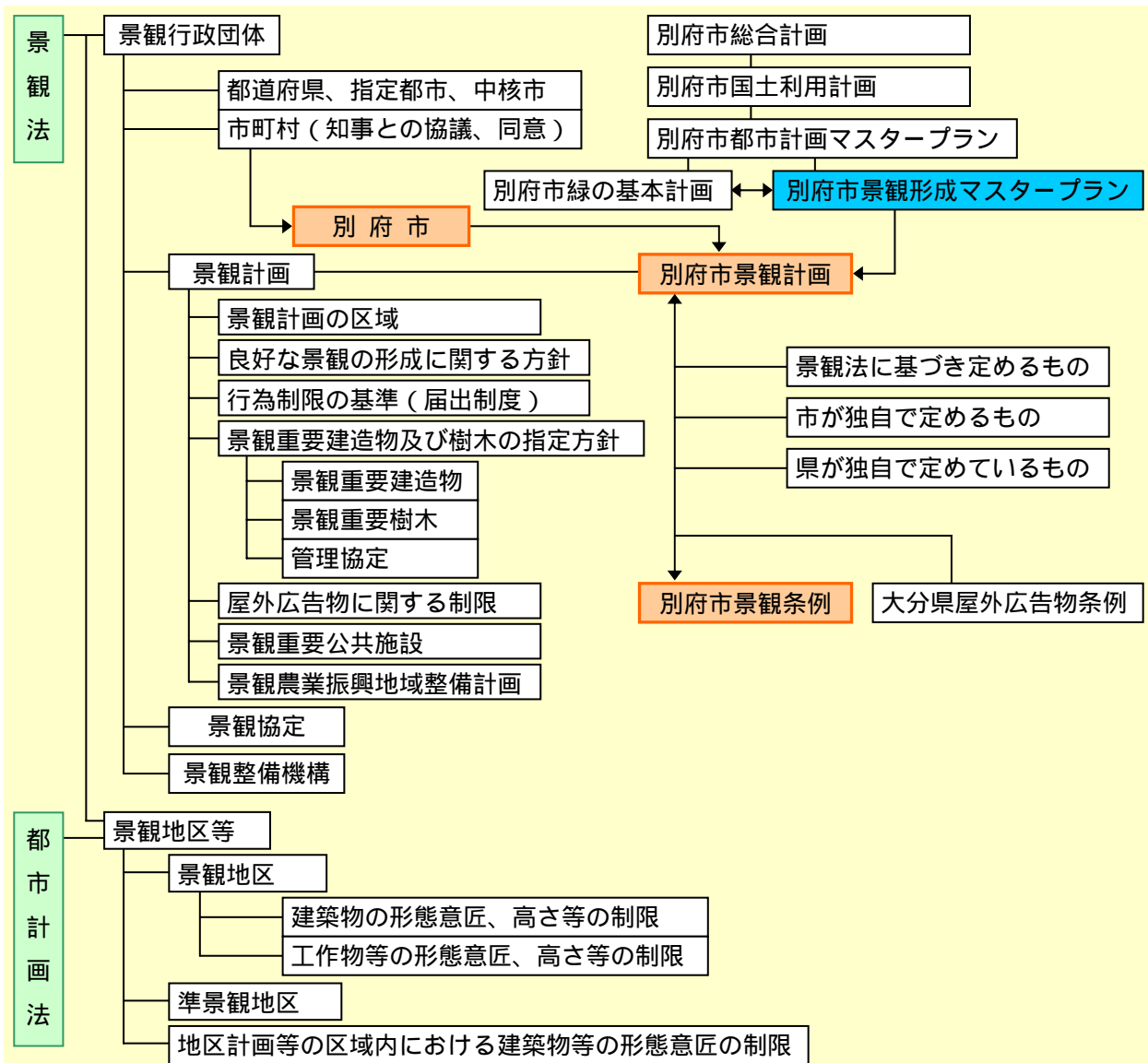


景観計画に定める事項

景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観の形成に関してその考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものです。以下に、景観計画に必ず定めなければならない事項及び必要な場合に定めることができる事項を示します。

- 必ず定めなければならない事項**
- 景観計画区域
 - 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
 - 景観重要建造物・樹木の指定方針（指定対象となる建造物・樹木がある場合に限る）
- 上記に加え必要な場合に定めることができる事項**
- 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - 景観重要公共施設の整備に関する事項
 - 景観重要公共施設の占用の許可の基準
 - 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
 - 自然公園法の特例に関する事項

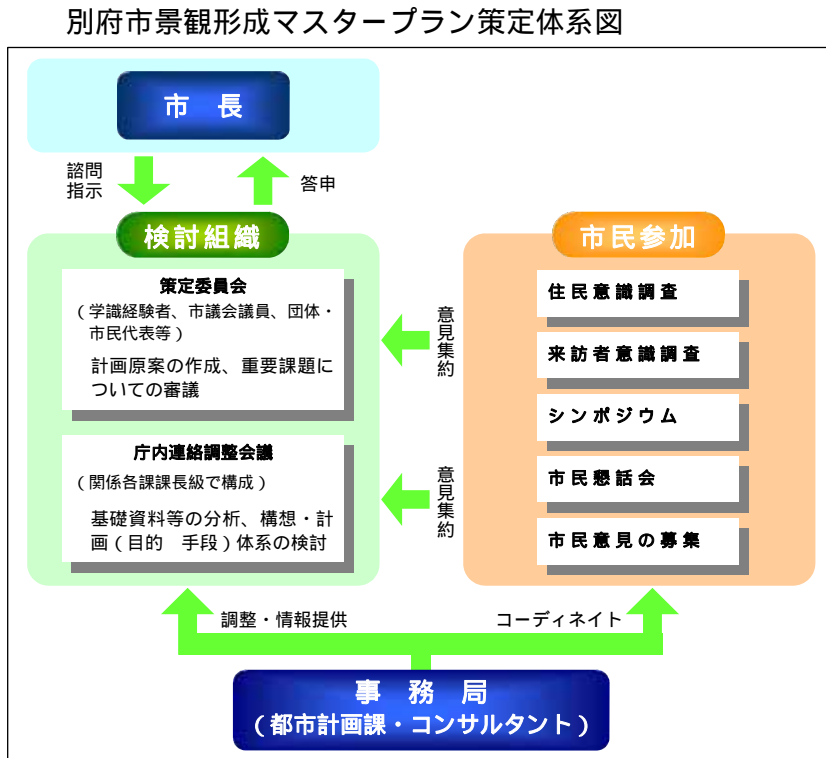
別府市景観計画の位置づけ



2. 策定の流れ

(1) 策定体系

別府市景観形成マスタープランは、以下の組織体制によって策定されます。なお、策定体系図の中の「市民」とは別府市に在住している人のみならず、広義的な意味で本市を来訪した人などを含めます。



景観まちづくりシンポジウム開催風景



第1回市民懇話会開催風景



第3回市民懇話会開催風景



第1回策定委員会開催風景

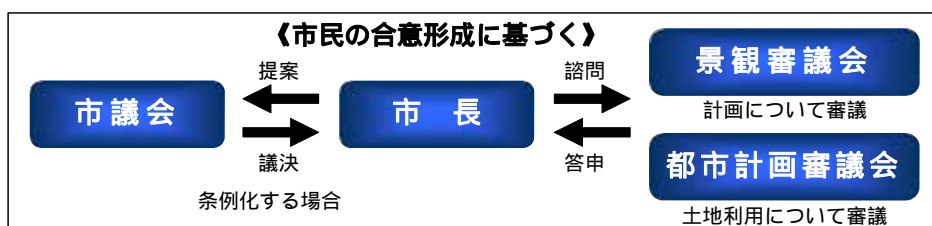


第3回策定委員会開催風景



第4回市民懇話会開催風景

景観計画の策定体系図



(2) 策定の流れと検討組織各回会議の内容

本マスタープラン策定にあたり、市民懇話会や庁内連絡調整会議及び策定委員会等の検討組織を設置し、策定の流れに沿って今後の景観形成の施策等について、広範な議論を重ねてきました。各回のテーマや討議事項等は、以下の通りです。

